

余裕期間設定工事の試行について

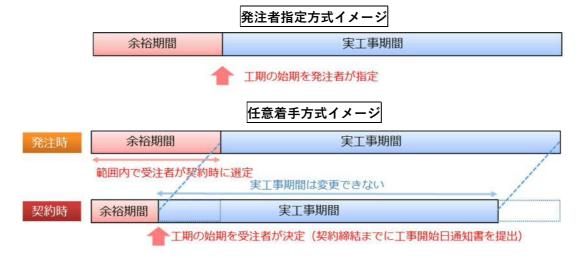


令和2年度に発注予定の一部工事を対象に、円滑な工事施工体制の確保を目的として、技術者の配置に係る余裕期間制度を試行します。本制度の該当となる工事は、入札公告及び特記仕様書に余裕期間制度設定工事の対象であることが記載されます。

1 余裕期間について

余裕期間とは、契約日から工事開始日の前日までを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

さいたま市においては、『発注者指定方式』及び『任意着手方式』を採用します。『発注者指定 方式』は発注者が余裕期間内で工期の開始日をあらかじめ指定する方式です。『任意着手方式』は 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日を選択できる方式です。



※ 任意着手方式では、工事契約締結までに『工事開始日通知書』を提出し、余裕期間内において、工期の始期を受注者自らが選択します。

2 前払金について

対象工事に係る前払金は、工事開始日以降に請求できます。ただし、契約初年度において、前払金を支払わない旨が設計図書に記載されているときは、次年度以降請求することができます。

3 監理技術者等の配置及び現場代理人の常駐について

余裕期間内は、現場代理人や主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐の配置は不要です。

4 余裕期間内における工事準備等

- (1) 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、資材の搬入や仮設物の配置など工事着手と判断される準備等を禁止します。 なお、余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責に行うこととなります。
- (2) 工事開始日において、上記3の技術者及び現場代理人を配置できないときは、建設業法等 に違反し契約を解除することがあるのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 さいたま市建設局技術管理課

TEL:048-829-1515 FAX:048-829-1988

E-mail:gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp